

裁判員 少年初の死刑

「18歳、回避理由にならず」

仙台地裁判決 石巻3人殺傷被告に

宮城県石巻市で二月、元交際相手の少女(一八)宅に押し入り二人を殺害し、一人に重傷を負わせたなどとして殺人罪などに問われた同市の元解体工の少年(二九)事件当時(二八)の裁判員裁判の判決公判が二十五日、仙台地裁で開かれ、鈴木信行裁判長は求刑通り死刑を言い渡した。裁判員裁判の死刑判決は二例目、少年の被告では初めて。

鈴木裁判長は「永山基準に照らし、遺族感情にも考慮した。事件当時十八歳だったことは死刑を回避する理由にならない」と述べた。

少年の更生可能性については、鈴木裁判長は「著しく低いと言わざるを得ない」と指摘した。

少年は殺害の起訴内容については認めていたことから、量刑が事実上の争点だった。

検察側は「山口県光市の母子殺害事件と同じか、あるいはそれ以上に悪質。更生は期待できず、極刑を回避すべき特段の事情はない」と指摘。弁護側は「死刑がやむを得ない場合であるとは言えない」として保護処分を求めていた。